二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　保安林の所在場所　北海道石狩市厚田区古潭三九二の一地先・白老郡白老町字白老七八三の一地先（以上二筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、歌志内市字神威二八〇の一・勇払郡むかわ町春日二八八の四・二八八の五・穂別和泉三一四の一・沙流郡平取町字旭一九の一地先・一九の一・一九の三・二〇の一・二〇の八・二一の六・二四の一（以上一筆地先十筆について次の図に示す部分に限る。）、一九の二、二〇の一、二〇の一二
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　保安林の所在場所　鬼鹿富岡五九・六八・二九九・勇払郡むかわ町有明六の六地先・三〇三地先（以上二筆地先三筆について次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県諏訪郡下諏訪町字山ノ神沢ヨリ赤渋山境迄三一二三の八、三一二三の九八から三一二三の一〇〇まで、三一二三の三三〇、社字内山七九六三の二四八
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字山ノ神沢ヨリ赤渋山境迄三一二三の三三〇（次の図に示す部分に限る。）
2　次の森林については、主伐は、択伐による。
字山ノ神沢ヨリ赤渋山境迄三一二三の一〇〇八、三一二三の九八、三一二三の一〇〇三　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
4　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
5　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県大町市美麻字小沢二八一四、二八一五、二八二五の口、字タノキ二八一六の二から二八一六の四まで、二八一七、二八一八の一、二八一九の一、二八二一の口、二八二二のイ、二八二二の口、二八二三、二八二四のイ、二八二五の一、二八二六、二八二七のイ、二八二七の口、二八二七の八、二八二八の一、二八二八のイ、二八二九の一、二八二九の四、二八二九の五、字タノキ坂二八二四の口、字小沢入二八三五、二九三四、字ズミノ木一〇一九八の口、一〇三一二の一、一〇三一三の一、一〇三一四のイ、一〇三一四の八、一〇三一五、一〇三一六、一〇三三七、一〇三三八のイ、一〇三三八の口、一〇三三九から一〇三四一まで、一〇三四二のイ、一〇三四二の口、一〇三四三から一〇三四六まで、一〇三五三、一〇三五四、一〇三五五の二、一〇三六三の口、一〇九〇一の口、字うかい坂一〇三一四の一、一〇三五五の一、一〇九〇〇の一、一〇九〇一のイ、字小滝日影平二二九三四、二二九三五のイ、二二九三六のイ、二二九三七、二二九三八、二二九四一の二、二二九四二、二二九四三のイ、二二九四三の口、二二九四四、二二九四五、字小滝日向二二九四九、二二九五〇、二二九五一のイ、字中滝日影二二九七七のイ、二二九七七の口

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字小沢二八一四、二八一五、二八二五の口、字タノキ二八一六の二から二八一六の四まで、二八一七、二八一八の一、二八一九の一、二八二一の一、二八二一の口、二八二二のイ、二八二二の口、二八二三、二八二四のイ、二八二五の一、二八二六、二八二七のイ、二八二七の口、二八二七の八、二八二八の一、二八二八のイ、二八二九の一、二八二九の四、二八二九の五、字タノキ坂二八二四の口、字小沢入二八三五、二九三四、字小滝日影平二二九三四、二二九三五のイ、二二九三六のイ、二二九三七、二二九四一の二、二二九四二、二二九四三のイ、二二九四三の口、二二九四四、二二九四五、字小滝日向二二九四九、二二九五〇、二二九五一のイ、字中滝日影二二九七七のイ、二二九七七の口

2　その他の森林については、主伐は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十六日

農林水産大臣　林　芳正